

7 東彼杵町条例第 3 1 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（時間外勤務代休時間） 第8条の4 任命権者は、職員の給与等に関する条例（<u>昭和34年条例第14号</u>）第15条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 2 （略） （介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	（時間外勤務代休時間） 第8条の4 任命権者は、職員の給与等に関する条例_____第15条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 2 （略） （介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 (略)

3 介護休暇については、職員の給与等に関する条例
第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につ
き、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年
条例第3号)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規
定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)
に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号
において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知ら
せるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」
という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に
係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因
して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想され
る職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事
項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項におい
て「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲
げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号
において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知ら
せるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認
するための措置

2 (略)

3 介護休暇については、職員の給与等に関する条例(昭和34年条例
第14号)第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につ
き、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

[新設]

(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第17条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求等</u> <u> に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第17条の4</u> (略)	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第17条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第17条の3</u> (略)
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。